

文化的施設整備事業

参 考 資 料

⑤ 参考資料

① 総事業費(決算見込)内訳 ※R06.02.26-27 現在

▶整備事業費「年度別・歳出項目別」内訳	1
▶文化的施設整備事業／年度別事業費及び財源内訳	3

② 住民投票(条例)について

▶住民投票を検討するにあたって（課題等の整理）	6
-------------------------	---

③ 四万十町例規集（抜粋）

▶町まちづくり基本条例（抜粋）	8
▶町議会基本条例（抜粋）	9
▶町立図書館設置条例（抜粋）	10
▶町立美術館条例（抜粋）	10

④ 計 画・設 計 別 冊

- ▶基本構想
- ▶基本計画（概要版）
- ▶基本計画
- ▶サービス計画
- ▶実施設計（完成予想図）

R06.03.22

企画課文化的施設整備推進室

【注1】赤字はR03～「継続費」対象分

【注2】正職員に係る人件費を除きます。

整備事業費「年度別・歳出項目別」内訳

令和5年度
3月補正予算用

令和4年12月補正予算後

R06.02.26作成 R04.11.30現在

【注3】下表は施設本体と敷地内のみの整備に係る事業費であり、周辺整備や景観工事等の費用は含まれていません。また、今後変更となる場合があります。

単位：千円(税込)

区分	歳出	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	計	
計画策定	アドバイザー委託料等 [計]		736	3,300	13,852	8,562	3,043 4,979	544 0 (R04明許繰越分)		30,037 31,429	
	基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託料			5,314						5,314	
測量・用地取得等	施設計画用地測量委託料				3,487					3,487	
	施設用地地質調査委託料						1,188 2,040 (R03繰)			1,188 2,040	
	用地等購入	進入路物件・用地調査委託料			1,650						1,650
		不動産鑑定評価委託料			203						203
	用地購入	用地購入費・支障物件等移転補償金						0 29,106 (R03繰)	(R03繰) 29,105 0		29,105 29,106
		収用事業認定申請書作成委託料				561		1,529 (R03繰)			2,090
	〃 手数料・広告料 [計]						0 212 (R03繰)	(R03繰) 211 0		211 212	
設計費	本設計	施設基本設計委託料			17,160					17,160	
		〃 実施設計委託料					23,166	53,457 54,054 (R03繰)	(R03繰) 597 0		77,220
		〃 設計変更委託料 (実施設計積算単価更新委託料)							987 2,717		987 2,717
		旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事設計委託料					2,068	R03不用額0 165 (R03繰)			2,068 2,233
		駐車場通路改修工事設計委託料						0 4,961	(R04繰) 2,035 0		2,035 4,961
	事務費等		CATV加入工事負担金						0 42		0 42
		通信運搬費(図書等引越費用)							0 5,000	0 5,000	
		事務費 (会計年度任用職員報酬・検討委員会委員謝金・旅費等)	242	559	1,292	134	4,838	5,961 6,102	5,367 5,580	0 5,580	18,393 24,327

【注1】赤字はR03～「継続費」対象分
 【注2】正職員に係る人件費を除きます。

整備事業費「年度別・歳出項目別」内訳

令和5年度
3月補正予算用

令和4年12月補正予算後
R06.02.26作成 R04.11.30現在

【注3】下表は施設本体と敷地内のみの整備に係る事業費であり、周辺整備や景観工事等の費用は含まれていません。また、今後変更となる場合があります。

単位：千円(税込)

区分	歳出	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	計	
本体工事費等	旧役場本庁舎跡地擁壁補強工事費						3,780 -12,216	(R04線) 3,183 ⊖		6,963 -12,216	
	周辺調査等	周辺家屋事前・事後調査委託料 (事後は旧本庁舎解体撤去工事時の決算額より見込)						1,716 -1,742	0 -22		1,716 -1,764
		〃 補償費 (調査結果により費用発生の可能性あり)								(未定)	(未定)
		施設建築工事設計監理委託料						0 -41,792			0 -41,792
	本体工事	施設建築工事費(本体・電気・機械)						0 -1,726,369			0 -1,726,369
		施設建築工事原材料費(町産材調達)						0 -128,734			0 -128,734
		施設備品購入費						0 -153,675			0 -153,675
	外構工事等	施設駐車場通路改修工事費						0 -22,000			0 -22,000
		旧役場本庁舎跡地石碑移転工事費						0 -2,530			0 -2,530
		ネットワーク構築委託料						286 -2,500			286 -2,500
		施設警備システム整備工事費						0 -7,599			0 -7,599
		光回線敷設工事費						0 -1,100			0 -1,100
		外線電話・火災通報用電話設置工事費						0 -32			0 -32
		周辺整備工事費							2,553 (未定)		
	システム導入費	図書システム等整備委託料(導入初期費用)							8,914 -8,300	*図書システム備品購入 914千円含む	8,914 -8,300
	計					(112,340) 38,634	(17,177) -115,364 68,958	(14,456) (2,099,132) 55,498	(0) (5,022) 0	(143,973) (2,233,671) 211,580	

[内訳] R03現年度の決算分 25,234
R04への通次繰越分 87,106

①取得用地整備設計委託料 484千円
②旧役場本庁舎跡地排水路整備工事費 2,069千円

文化的施設整備事業／年度別事業費及び財源内訳

R06.02.27 文化的施設整備推進室

単位：円

会計年度	現繰区分	事業費及び財源内訳	最終予算額	支出済額	翌年度繰越額		不用額
					通次繰越	明許繰越	
H29	H29現年	事業費	307,000	241,590			65,410
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金					
		一般財源	307,000	241,590			65,410
H30	H30現年	事業費	6,666,000	1,294,487		5,314,000	57,513
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	700,000	700,000			
		一般財源	5,966,000	594,487		5,314,000	57,513
R01	H30明許	事業費	5,314,000	5,314,000			
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金					
		一般財源	5,314,000	5,314,000			
	R01現年	事業費	30,756,000	6,445,267		23,784,000	526,733
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	3,300,000	3,300,000			
		一般財源	27,456,000	3,145,267		23,784,000	526,733
	計	事業費	36,070,000	11,759,267		23,784,000	526,733
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	3,300,000	3,300,000			
		一般財源	32,770,000	8,459,267		23,784,000	526,733
R02	R01明許	事業費	23,784,000	21,208,000			2,576,000
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金					
		一般財源	23,784,000	21,208,000			2,576,000
	R02現年	事業費	14,129,000	13,986,086			142,914
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	13,800,000	12,900,000			900,000
		一般財源	329,000	1,086,086			▲757,086
	計	事業費	37,913,000	35,194,086			2,718,914
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	13,800,000	12,900,000			900,000
		一般財源	24,113,000	22,294,086			1,818,914

文化的施設整備事業／年度別事業費及び財源内訳

R06.02.27 文化的施設整備推進室

単位：円

会計年度	現繰区分	事業費及び財源内訳	最終予算額	支出済額	翌年度繰越額		不用額
					通次繰越	明許繰越	
R03	R03現年	事業費	125,998,000	38,634,174	87,106,000		257,826
		町債	104,900,000	23,900,000	80,200,000		800,000
		合併過疎	104,900,000	23,900,000	80,200,000		800,000
		基金繰入金	14,000,000	9,800,000	4,200,000		
		一般財源	7,098,000	4,934,174	2,706,000		▲542,174
R04	R03通次	事業費	87,106,000	56,173,900	30,932,000		100
		町債	80,200,000	52,400,000	27,800,000		
		合併過疎	80,200,000	52,400,000	27,800,000		
		基金繰入金	4,200,000	2,200,000	2,000,000		
		一般財源	2,706,000	1,573,900	1,132,000		100
	R04現年	事業費	28,264,000	12,784,452	13,397,000	2,080,000	2,548
		町債	16,600,000	3,628,000	12,972,000		
		合併過疎	8,800,000	1,900,000	6,900,000		
		基金繰入金	5,400,000	3,000,000		1,900,000	500,000
		一般財源	6,264,000	6,156,452	425,000	180,000	▲497,452
計	事業費	115,370,000	68,958,352	44,329,000	2,080,000	2,648	
	町債	96,800,000	56,028,000	40,772,000			
	合併過疎	89,000,000	54,300,000	34,700,000			
	基金繰入金	9,600,000	5,200,000	2,000,000	1,900,000	500,000	
	一般財源	8,970,000	7,730,352	1,557,000	180,000	▲497,352	
R05	R04通次 (R3+R4)	事業費	44,329,000	35,132,441	0	0	9,196,559
		町債	40,772,000	32,872,000			7,900,000
		合併過疎	34,700,000	30,500,000			4,200,000
		基金繰入金	2,000,000	1,300,000			700,000
		一般財源	1,557,000	960,441			596,559
	R04明許	事業費	2,080,000	544,203			1,535,797
		町債					
		合併過疎					
		基金繰入金	1,900,000	500,000			1,400,000
		一般財源	180,000	44,203			135,797
R05現年	事業費	20,048,000	19,820,463	0	0	227,537	
	町債						
	合併過疎						
	基金繰入金	8,000,000	8,000,000				
	一般財源	12,048,000	11,820,463			227,537	
計 (決算見込)	事業費	66,457,000	55,497,107	0	0	10,959,893	
	町債	40,772,000	32,872,000			7,900,000	
	合併過疎	34,700,000	30,500,000			4,200,000	
	基金繰入金	11,900,000	9,800,000			2,100,000	
	一般財源	13,785,000	12,825,107			959,893	

R04通次繰越時の既収入特財(過疎債)72千円を含む

R03通次繰越分の執行残に伴い既収入特財(基金繰入金)に充当残が発生→R06補正で積立(基金に積戻)

R04繰越明許費の執行残に伴い既収入特財(基金繰入金)に充当残が発生→R06補正で積立(基金に積戻)

単位：円

会計年度	現繰区分	事業費及び財源内訳	最終予算額	支出済額	翌年度繰越額		不用額
					通次繰越	明許繰越	
計	事業費	388,781,000	211,579,063	131,435,000	31,178,000	14,588,937	
	町債	242,472,000	112,800,000	120,972,000		8,700,000	
	合併	228,600,000	108,700,000	114,900,000		5,000,000	
	過疎	13,872,000	4,100,000	6,072,000		3,700,000	
	基金繰入金	53,300,000	41,700,000	6,200,000	1,900,000	3,500,000	
	一般財源	93,009,000	57,079,063	4,263,000	29,278,000	2,388,937	

↑

* 町債(目的別)及び基金繰入金(基金別)の決算額 (H30～R05計) は財政班に確認済

【まとめ】

- ① H29～R05までの支出総額は約2億1,158万円 【注】正職員に係る人件費を除く
- ② 支出総額の財源内訳は…
 - (1) 町債 1億1,280万円 (うち、合併特例債1億870万円 + 過疎対策事業債410万円)
 - (2) 基金繰入金 4,170万円 (うち、施設等整備基金480万円 + 過疎地域持続的発展特別事業基金800万円 + 新しいまちづくり基金2,890万円)
 - (3) 差引一般財源5,708万円
- ③ 支出総額に対する交付税算入を除いた「町の実質的な負担額」は… ※町債に対する利子相当額を除く
 上記(1)×30% + 上記(2) + 上記(3) = (1)3,384万円 + (2)4,170万円 + (3)5,708万円 = 約1億3,262万円
- ④ ただし、事業の中止に伴う財政的な影響として…
 - (1) 町債借入(元金+利子)の「繰上償還」が見込まれる → 令和6年度補正予算で計上予定
 - (2) 町債借入に対する交付税算入(R5までの利子償還額×70%)分の返還^{*}が見込まれる
 ※次回交付税検査における次年度交付分との精算
- ⑤ このため、最終的には最大で、支出総額2億1,158万円に町債の利子相当分を加算した金額が全て「町の実質的な負担」となる可能性がある ※今後、県や国(財務省)・金融機関等と要協議・調整
 <参考> 事業中止に伴う負担増 = ⑤ - ③ = 約7,896千円 (= 町債借入額×70%相当額) ※利子相当額を除く

▶ 青字 = 他セルを参照または関数あり

[注1] 「現繰区分」欄の「通次」又は「明許」繰越において、各特定財源(町債 or 基金繰入金)欄には、前年度からの既収入特定財源を含めているため、町債などで10万円未満の端数が生じたり、当該決算年度における実際の町債借入額や基金繰入金と異なっている場合がある。※財源としての集計を優先するため

[注2] H29～H30の予算額は、教育費「10-04-04 図書館・美術館費」内に他の予算と合算して計上されており、個別の最終予算額が確認できない(当時の計上内訳が不明で切り分けが出来ない)ため、事務費については決算額から千円未満を切り上げた額を最終予算額として計上 → 実際の不用額も不明だが、合計で100千円を超えない範囲と推測される。

[注3] R04～05は、教育費/10-04-04 図書館・美術館費のうち、館長(兼室長)に係る人件費(報酬+手当)を合算
 ※R03は、02-01-10 文化的施設整備事業費として集計済

以上

▶ **住民投票**の実施にあたっては、主に次の方法や課題等が考えられる

① 直接請求(地方自治法)に基づく住民投票

② **町長（又は議員）提案による住民投票**

← 必要な手続き・手順や期間、求められる要件、判断材料(課題)などが異なる

① 政治的な判断

② **事務的な課題**

▶ **議論（＝協議時間）を大事にするのか？**

(1) 「**合併特例債**」の活用（＝現計画及び設計での整備）を断念した上で進める場合

※美術館機能等を含む現計画及び設計で事業を進めるためには「合併特例債の活用が必須」となるため、合併特例債の活用が可能なスケジュールで住民投票を実施しない場合は、必然的に現計画及び設計の見直しが必要

▶ **財源（＝スピード）を優先するのか？**

(2) **美術館機能を含む複合施設として「合併特例債の活用」を前提に進める場合**

※現計画及び設計での整備（＝投票の結果、仮に“現計画及び設計で実施する”となった場合に、実際に整備可能なスケジュール）を想定して住民投票を実施しようとする場合

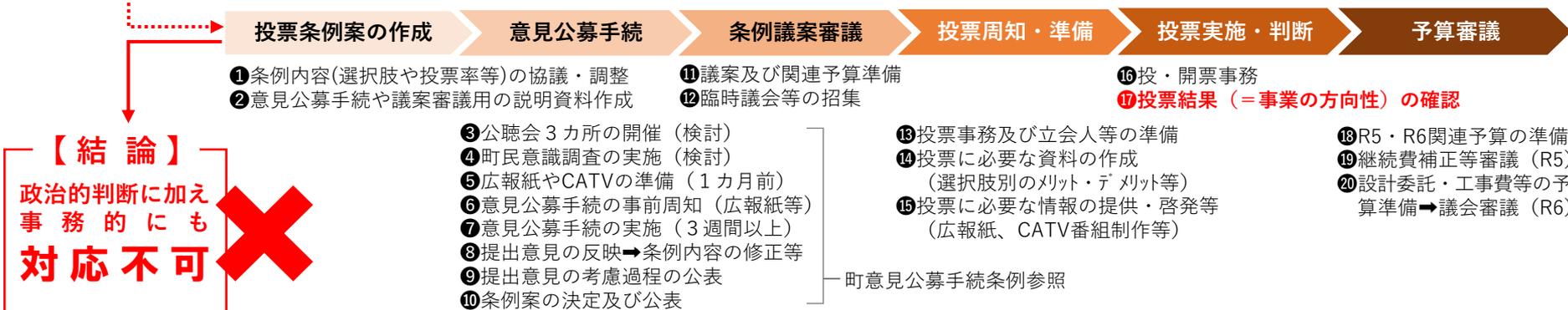
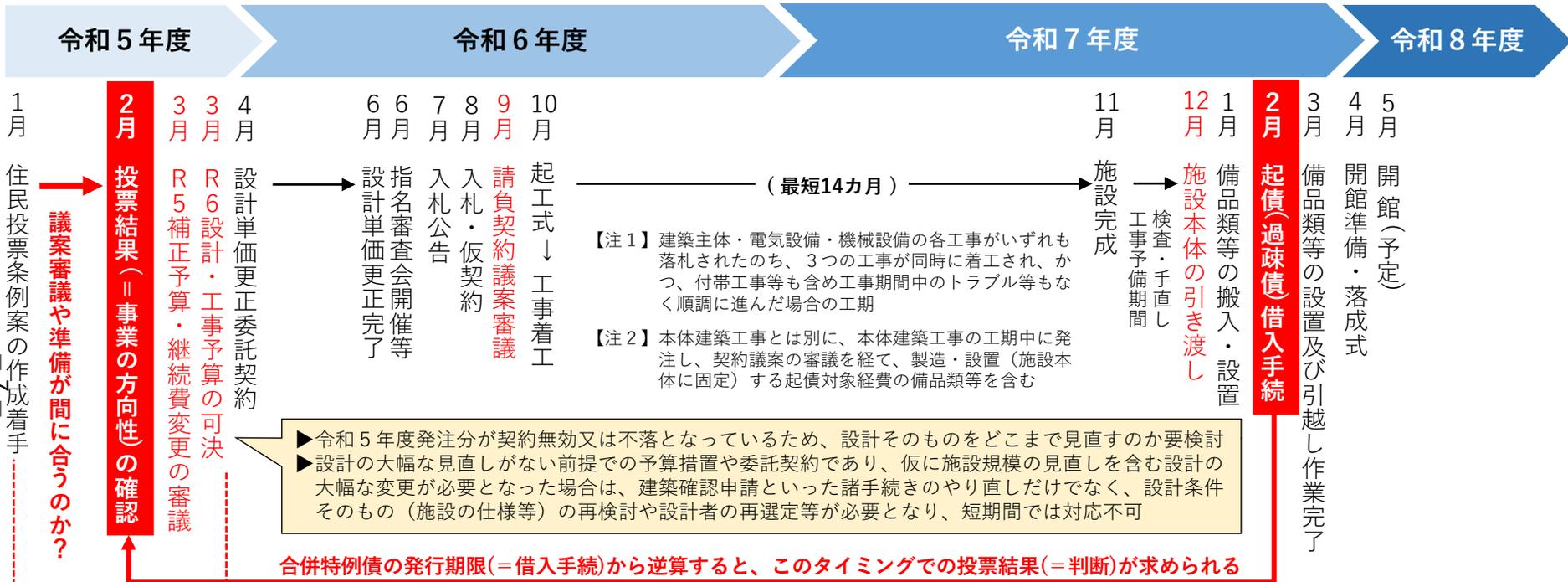


次ページ参照

▶仮に…美術館機能を含む複合施設として「合併特例債の活用」を前提に進める場合

【注】合併特例債の発行期限=令和7年度末までに施設が完成することが前提条件

R6年1月 (2年3カ月) R8年3月



▶四万十町まちづくり基本条例（抜粋）… 四万十町の最高規範（≡四万十町の憲法）

（目的）

第1条 この条例は、四万十町の自治の基本理念と仕組みを明らかにすることにより、町民によるまちづくりの一層の推進を図り、町民が主体となった協働による自治を実現することを目的とします。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、四万十町の自治及び町政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、町民、議会及び町長等は、この条例を遵守しなければなりません。

2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

（情報公開）

第5条 議会及び町長等は、町民の知る権利を保障し、町政における公正の確保と透明性の向上を推進するために、保有する情報を公開し、提供しなければなりません。

2 〔略〕

3 議会及び町長等は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

（情報共有）

第6条 町民、議会及び町長等が保有するまちづくりに関する情報は、共有の財産であり、情報を相互に提供し合い、共有しなければなりません。

2 議会及び町長等は、町民との対話に努めなければなりません。

3 〔略〕

（町民参画）

第7条 議会及び町長等は、まちづくりへの町民参画の機会を保障しなければなりません。

2 議会及び町長等は、町民参画に関する制度を整備し、町民が参画しやすい環境を整えなければなりません。

3 議会及び町長等は、町民が参画したまちづくりに関する会議等での議論を尊重し、まちづくりを進めなければなりません。

第5章 町民のための議会

（議会の役割）

第12条 議会は、町民の意思を的確に反映させるため、町長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとする。

2 議会は、地方自治法に定める議会の権限を最大限に行使し、住民福祉の向上に努めるものとする。

（町民に開かれた議会）

第13条 議会は、町民に開かれた運営を行うよう努めるものとする。

2 議会は、多様な方法で町民の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとする。

（議会の政策立案機能の充実）

第14条 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。

（議会基本条例）

第 15 条 議会は、この条例に定める原則に基づき別に議会基本条例を制定し、議会に関する制度と運営の仕組みを総合的、かつ体系的に整備しなければなりません。



▶四万十町議会基本条例 (抜粋)

(目的)

第 1 条 この条例は、二元代表制と分権時代を踏まえ、住民自治の視点から、町民に身近な町政としての議会及び議員活動に必要な、議会運営の基本事項を定めることにより、町政の情報公開と町民参加を基本とした町民協働によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第 2 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を把握し、政策形成にあたり適切に反映できるよう、町民参加の機会拡充に努めること。
- (3) 把握した町民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案の強化に努めること。
- (4) 町民本位の立場から、適正な町政の運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、町民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第 3 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、特定の地域、団体及び個人の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第 3 章 町民と議会の関係

(町民と議会の関係)

第 5 条 議会は、ケーブルテレビ、インターネット、議会広報、議会報告会、議会図書室等の多様な媒体を用いて、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とし、あらかじめ町民に周知しなければならない。この場合において、会議を秘密会にするときは、別に定める秘密会の基準によりその旨の理由を付さなければならない。

3 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第 109 条第 5 項に規定する公聴会制度及び同条第 6 項に規定する参考人制度を活用して、町民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映するものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけるとともに、その審議においてはこれらの提案者の説明を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、町民、町民団体、NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員活動に対して町民の評価が的確

になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、議決事項及び議会の運営について町民へ説明する責務を有する。

(議会報告会)

第6条 議会は、町政全般の諸課題に柔軟に対処するため、町民と自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする。

(政策討論会)

第15条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るための政策討論会を開催する。

(議会図書室の設置・充実・公開)

第19条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るほか、議員の調査研究の成果及び議会の活動により発生する資料等を整理し、町民が活用できるよう議会図書室の充実に努めるものとする。

▶**四万十町立図書館設置条例 (抜粋)**

(図書館協議会)

▶**図書館法 (抜粋)**
(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、5人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

▶**四万十町立美術館条例 (抜粋)**

(管理運営)

第3条 美術館は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に従い、健全かつ効率的に運営しなければならない。

(運営審議会)

第22条 美術館の運営に必要な事項を審議するため、四万十町立美術館運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

2 運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。